

訪問型支えあい活動支援事業の拡充（案）について

1 事業拡充の趣旨

令和6年8月5日に、介護保険制度における地域支援事業実施要綱と、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）ガイドライン改正があり、現在実施している本事業の見直しをすることで、補助対象などが拡大できることとなった。

上記を踏まえ、特に、現行の「訪問型支えあい活動支援事業」の車両を利用した生活支援の補助対象となる経費と補助額を拡充し、車両を利用した生活支援の活動者の獲得や、安全な車両の確保、安心して活動できる任意自動車保険に加入できる環境などにつなげる。

2 制度改正（抜粋）

	【R6拡充】 サービス・活動事業 (乗客の介護予防)		一般介護予防事業 (支援者の介護予防)
	訪問型サービスB [生活支援(家事支援等)]	訪問型サービスD [移動支援のみ]	[移動支援のみを抽出]
乗客	①要支援1・2 ②チェックリスト該当者 ③継続利用要介護者（要介護認定を受ける日以前から継続的にサービス・活動事業を利用する者） ④：①～③以外にも市町村判断で対象を追加可能		制限なし
補助経費	<間接経費のみ対象> ○コーディネーター業務 ○支援ボランティアへの奨励金 →運転者：×報酬/○各回謝金 ○ガソリン代、保険代、車両維持・購入費など ※対象者4分も補助申請可		<間接経費のみ対象> ○コーディネーター業務 ×支援ボランティア奨励金(ポラボ) →運転者：×(ポラボ) ○ガソリン代、保険代、車両維持・購入費など
形態区域	介護予防マネジメントに位置づける		制限なし
利用者負担の範囲	①移動支援に対する奨励金 ②車両移動の実費		
運転者	・第1種免許所持のボランティア	・第1種免許所持のボランティア ・年齢は65歳以上	
車両	自家用車（所有車・リース・個人車いずれも可）		
運行管理	独自基準無し（責任は運送主体が負う）		

3 現在、車両を利用した生活支援を実施している団体

- ①おでかけ支援（グリーンハイツ自治会）
- ②たのみ隊（明峰地区福祉委員会）
- ③じえねじえね（NPOじえねじえね：けやき坂）

4 現状と課題

- ① 現行の一般介護予防で実施する「訪問型支えあい活動支援事業」では介護予防が目的なため、活動者が65歳以上に限定され、若い活動者を確保できない。
- ② 車両を利用した生活支援を実施している明峰地区の活動では、活動費が不足しているため車両保険がついてない任意自動車保険に加入して活動している。
- ③ 新たに車両を利用した生活支援を検討するには、特に初期費用と人材確保に関する障壁がある。

5 新たな補助対象（案）

補助対象経費
○生活支援 ・窓口やコーディネート業務に係る人件費 ・通信費 ・消耗品費 ・広報費 ・保険料 （訪問型支えあい活動に係る損害保険に限る。）
○車両を利用した生活支援 ・保険料（任意自動車保険） ・安全運転講習受講に係る費用 ・支援時の駐車場代の実費 ・自動車の賃借料（個人所有車両を除く） ・奨励金

6 今後のスケジュール（案）

- 令和7年2月 予算協議、ガイドラインの作成
- 令和7年3月 活動者への説明
- 令和7年4月 補助金申請申込開始
- 令和7年5月 補助金交付開始

(参考) 現行の補助対象となる経費

活動区分	補助対象経費	1年度における活動件数	補助上限額
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口やコーディネート業務にかかる人件費 ・通信費 ・消耗品費 ・広報費 ・保険料 (訪問型支えあい活動に係る損害保険に限る。)	年間60件以上	20,000円
		年間120件以上	40,000円
		年間240件以上	80,000円
車両を利用した生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料 (個人所有車両に係る個人名義の自動車保険料を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・安全運転講習受講に係る費用 ・支援時の駐車場代の実費 ・自動車の賃借料(個人所有車両を除く) 	年間20件以上	20,000円
		年間50件以上	50,000円
		年間100件以上	100,000円

※1年度における活動件数は、1人の利用者からの1回の依頼に基づき、1件として算定します
ただし、次のいずれかに該当するものは、補助対象としない。

- ・飲食等にかかる食糧費
- ・活動団体が使用する会館の修繕等にかかる工事費
- ・自動車や不動産の取得
- ・国、県、市の補助制度により、既に補助を受けている